

高知県経営者協会会則

昭和21年 2月 1日制定 昭和40年 6月29日改正
昭和23年 2月16日改正 昭和62年 5月26日改正
昭和24年10月28日改正 平成 9年 5月26日改正
昭和37年 5月14日改正 平成15年 6月 4日改正
令和 3年 6月 4日改正
令和 5年 6月 2日改正

【名称および所在地】

第1条 この会は高知県経営者協会と称し、事務所を高知市に置く。

【目的】

第2条 この会は高知県における事業経営者の緊密なる連繫を図るとともに、健全なる労使関係の確立と合理的な企業経営の推進のために労働および経営管理に関する調査研究を行い、会員の経営力の向上と事業運営の改善ならびに従業員の福祉の増進とによって産業経済の興隆に寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.事業経営者相互の団結、提携、連絡、啓発ならびに協力
- 2.産業経済問題、社会労働問題、環境問題、教育問題、および経営管理の近代化に関する調査研究と対策
- 3.労使関係の調整と紛争解決のための協力
- 4.関係諸機関に対する意見の発表、建議および連絡提携
- 5.各種公設委員会、審議会等への委員の推薦
- 6.全各号のほかこの会の目的達成のために必要な事項

【会員の範囲】

第4条 この会の会員は、高知県下において事業を經營する法人、公的団体および個人であって、入会を希望し常任理事会の承認を受けたものとする。ただし、高知県下以外の地において經營する法人、公私団体および個人であって、この会の趣旨に賛同し入会を希望するものを、常任理事会の承認を受けて賛助会員とすることができる。

【会費・入会金】

第5条 会員および賛助会員は別に定めるところにより会費を負担するものとする。

- 2 新たに入会する会員および賛助会員は別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

【退会】

第6条 会員および賛助会員は、所定の様式で申し出ることにより退会することができる。

- 2 退会は月末日とし、遅くとも退会を希望する月末日の1ヵ月前までに申し出なければならない。

【休会】

第7条 会員および賛助会員が、やむを得ない事情により休会を希望する場合は、所定の様式で申し出ることにより休会することができる。ただし、休会期間満了の翌日に復会するものとする。

- 2 休会期間は、原則として上期（4月1日から9月末日）、下期（10月1日～翌年3月末日）のいずれかの半期とする。ただし、やむを得ない事情が継続される場合は、引き続き次の半期（通算1年間）を限度に延長することができる。なお、会費が納入されている期中に休会の申出があった場合は、翌期からの休会とする。
- 3 休会期間中の会費は免除する。ただし、休会期間中は会員および賛助会員の資格を停止する。

【役員】

第8条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	6 5名以内
監 事	2名以内

- 2 理事のうち20名程度を常任理事とし、必要に応じ専務理事ならびに常務理事をおくことができる。

【役員選任方法】

第9条 会長、副会長および監事は会員のうちより、理事は会員および事務局職員のうちより総会においてこれを選任する。

- 2 常任理事、専務理事および常務理事は理事会において選任する。

【役員の仕事】

第10条 会長はこの会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代理する。
- 3 理事は理事会を構成し、重要会務を審議決定する。

- 4 常任理事は常任理事会を構成し、一般会務の執行およびこの会の運営に関して審議する。
- 5 監事は会計を監査する。また理事会および常任理事会に出席して意見を述べるができる。
- 6 専務理事および常務理事はこの会の日常業務を処理する。

【役員任期】

第11条 役員任期は2カ年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠または増員の場合に、選任または委嘱された役員任期は、前任者または同種役員
の残任期間とする。

【相談役・顧問】

第12条 この会の重要な事項を諮問するため、相談役および顧問を置くことができる。

- 2 相談役および顧問は、会員または学識経験者のうちより総会または理事会の決議によっ
てこれを推挙する。
- 3 相談役および顧問は総会、理事会、常任理事会に出席し、意見を述べるができる。

【決議機関】

第13条 この会に次の決議機関を置く。

- 1.総会
- 2.理事会

【総会付議事項】

第14条 総会はこの会の最高意思決定機関であって、次に掲げる事項は総会に付議することを要
する。

1. 会則および会費・入会金規定の変更
2. 事業計画および収支予算の決定
3. 事業報告および収支決算の承認
4. 解散
5. 役員選任
6. その他理事会において必要と認めた事項

【総会の開催】

第15条 この会は毎年1回定時総会を、その他必要ある場合は臨時総会を開催する。

【理事会付議事項】

第16条 理事会には次に掲げる事項を付議することを要する。

- 1.事業計画に関する事項
- 2.総会に付議する事項
- 3.その他特に必要な事項

【常任理事会】

第17条 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は総会および理事会で決定した事項の執行にあたり、本会の政策方針および運営に関する事項の審議決定を行う。
- 3 常任理事会の付議事項は、必要に応じ理事会に報告しその承認をうける。
- 4 業務内容および運営要領については、必要に応じ理事会の議を経て別にこれを定める。
- 5 常任理事会は、原則隔月毎に開催する。
- 6 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

【正副会長会】

第18条 正副会長会は会長、副会長をもって構成する。

- 2 正副会長会は役員候補および事務局の人事に関する審議を行う。
- 3 総会、理事会、常任理事会の開催を審議決定する。
- 4 正副会長会の議長は、会長がこれにあたる。

【諸会合の招集】

第19条 総会、理事会および常任理事会は、すべて会長がこれを招集する。ただし、会場への招集が困難な事態が発生した場合は、書面により開催することができる。

- 2 前項の会議の議長は会長がこれにあたる。

【諸会合の決議】

第20条 総会、理事会および常任理事会の決議は、出席者の過半数によってこれを決定し、可否同数であるときは議長の決するところによる。

- 2 書面開催の場合は、書面による可否の過半数によってこれを決定し、可否同数であるときは議長の決するところによる。

【部会および研究会等】

第21条 この会には必要に応じて部会および研究会等を設けることができる。

- 2 部会および研究会等は、常任理事会の議を経てこれを設置する。
- 3 部会および研究会等は、個別に運営規則を定め運営する。

【会員懇談会および公設委員連絡協議会】

第22条 この会の会員懇談会および公設の各労働関係使用者委員連絡協議会を設け必要に応じてこれを開催する。

【諸会合の出席者】

第23条 この会の諸会合の出席者は経営者またはその代理者で経営者の利益を代表する者に限る。

【運営についての意見】

第24条 会員はこの会の運営に関して何時でも会長に対し、意見を提出することができる。

2 会長はこれを常任理事会に諮り適宜処理するものとする。

【経 費】

第25条 この会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

【会計年度】

第26条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事務局】

第27条 この会の事務を処理するために事務局を置く。事務局に関する規定は理事会の議を経て別にこれを定める。

2 必要により事務局に参与を置くことができる。参与は理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

【その他】

第28条 この会則に定めるもののほか、この会の会務執行上必要な事項は、常任理事会の議を経て会長がこれを定める。

【付 則】

第29条 この会則は令和5年6月2日よりこれを施行する。